

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	横浜町 後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜町は後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

横浜町長

公表日

平成30年8月6日

1 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者に係る申請等の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者証に関する事務 ・被保険者資格証明書に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・措置に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・一時差止めに関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 別表第一 項番59
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜町 町民課
②所属長	町民課長 杉山 眞澄
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-4145 青森県上北郡字寺下35 ☎0175-78-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

